

相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市南区誕生15周年記念冠事業(以下「南区誕生15周年記念冠事業」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、南区誕生15周年記念冠事業とは、相模原市南区(以下「南区」という。)誕生15周年を記念する旨を事業又は販売する商品等の名称に冠して、原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業をいう。

(冠事業の承認)

第3条 南区誕生15周年記念冠事業を実施するものは、この要領に定めるところにより相模原市南区長(以下「区長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

- (1) 市が主催、共催又は後援する事業
- (2) 市が構成員となる団体が主催する事業
- (3) 市が補助金等を交付し、市と密接な関係のある団体が主催する事業

2 前項の承認(以下「冠事業の承認」という。)は、南区誕生15周年記念の趣旨に合致した事業に対して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の承認を行わない。

- (1) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するもの
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関するもの
- (3) 法令や公序良俗に反するもの
- (4) 個人の主催によるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれがあるもの
- (6) 冠表示に伴い南区シンボルマークを使用する場合において、南区シンボルマークデザインガイドを遵守しないおそれのあるもの
- (7) 冠表示に伴い南区誕生15周年ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合において、ロゴマークデザインガイドを遵守しないおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、区長が不相当と認めるもの

(承認手続)

第4条 冠事業の承認を受けようとするものは、南区誕生15周年記念冠事業承認申請書(第1号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受け、冠事業の承認の可否を決定したときは、南区誕生15周年記念冠事業承認(不承認)通知書(第2号様式)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 区長は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第5条 冠事業の承認を受けたものが、承認を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに南区誕生15周年記念冠事業内容変更報告書(第3号様式)により、区長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第6条 区長は、冠事業の承認をした事業が第3条第2項各号のいずれかに該当することが確認できたときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより損害が生じた場合であっても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

3 区長は、第1項の規定により、冠事業の承認を取り消したときは、南区誕生15周年記念冠事業承認取消通知書(第4号様式)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(冠表示等の使用)

第7条 冠事業の承認を受けたものは、別紙のとおり冠表示を使用することができる。

2 冠事業の承認を受けたものは、相模原市南区シンボルマークの使用に関する事務取扱要綱(令和元年5月1日施行)第3条第1項の承認を受けることなく、南区シンボルマークデザインガイドの遵守を条件に、冠表示に伴い別紙のとおり南区シンボルマークを使用することができる。

3 冠事業の承認を受けたものは、ロゴマークデザインガイドの遵守を条件に、冠表示に伴い別紙のとおりロゴマークを使用することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるものほか、南区誕生15周年記念冠事業の取扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年2月17日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

相模原市南区誕生15周年記念冠事業承認申請書

相模原市南区長 宛て

申請者 所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電 話 _____

次の事業について、相模原市南区誕生15周年記念冠事業の承認を受けたいので、相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領第4条第1項の規定により申請します。

なお、本事業の実施に当たっては、相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領の規定を遵守するとともに区長の指示に従います。

名 称	
開 催 日	※日時が予定の場合は、「予定」と記入してください。 令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）
実施場所	
目 的	※具体的に記入してください。
内 容	※具体的に記入してください。
担当者名	

※事業の企画書・チラシ等、事業内容が分かる資料を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

相模原市南区誕生15周年記念冠事業承認（不承認）通知書

様

相模原市南区長

令和 年 月 日付けで申請のありました相模原市南区誕生15周年記念冠事業承認申請について、相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

名 称	
内 容 等	申請書記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
承認しない理由	
承認の条件	(1) 事故防止について十分な措置を講じること。 (2) 事業等に要する経費は、主催者が負担すること。 (3) 市は事業等に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。 (4) 内容の変更を行う場合や中止する場合は、速やかに区長に報告すること。 (5) 南区シンボルマークの図柄を使用する場合には、南区シンボルマークデザインガイドを遵守すること。 (6) 南区誕生15周年記念ロゴマークの図柄を使用する場合には、ロゴマークデザインガイドを遵守すること。
担 当 課	南区役所地域振興課 電話 042(749)2135(直通)

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

相模原市南区誕生15周年記念冠事業内容変更報告書

相模原市南区長 宛て

報告者 所在地
団体名
代表者名
電 話

次の事業について、相模原市南区誕生15周年記念冠事業の承認を受けましたが、承認を受けた事業の内容に変更がありましたので、相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領第5条の規定により、次のとおり報告します。

なお、この報告に基づく区長の指示に従います。

名 称	
報告区分	<input type="checkbox"/> 内容の変更 <input type="checkbox"/> 事業の中止
内 容	※具体的に記入してください。
担当者名	

※事業の企画書・チラシ等、事業内容が分かる資料を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

相模原市南区誕生15周年記念冠事業承認取消通知書

様

相模原市南区長

令和 年 月 日付けで相模原市南区誕生15周年記念冠事業の承認を行った事業について、相模原市南区誕生15周年記念冠事業取扱要領第6条の規定により、次のとおり承認を取り消しましたので通知します。

名 称	
開 催 日	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 日間）
開催場所	
承認を 取り消す 理 由	
担 当 課	南区役所地域振興課 電話 042（749）2135（直通）

別紙（要領第7条関連）

○冠表示について




事業名称に使用する冠表示は「相模原市南区誕生15周年記念」、「南区誕生15周年記念」とします。字体・文字サイズ・色等の指定はありません。

（例）南区誕生15周年記念 第〇〇回〇〇〇〇〇〇〇まつり

○南区シンボルマークの図柄使用について

冠表示に伴い、以下の南区シンボルマークの図柄を使用できます。

※使用に当たっては、南区シンボルマークデザインガイドの遵守が条件となります。

1	2	3
		


（例）  南区誕生15周年記念
第〇〇回〇〇〇〇〇〇〇まつり

○南区誕生15周年ロゴマークの図柄使用について

冠表示に伴い、以下の南区誕生15周年ロゴマーク図柄を使用できます。

※使用に当たっては、ロゴマークデザインガイドの遵守が条件となります。



（例）  南区誕生15周年記念 第〇〇回〇〇〇〇〇〇〇まつり